

町立保育園再編に関する説明会

主催：中能登町 健康保険課

保育園再編に係るこれまでの経過

期 日	会議名等	内容
平成 26 年 8 月 28 日 平成 26 年 9 月 18 日	たんぽぽ保育園保護者会への説明会 鳥屋地区区長への説明会	たんぽぽ保育園の民営化について説明。 民間への移行を不安とする意見が多数あり。
平成 26 年 10 月 16 日	たんぽぽ保育園民営化反対の陳情	保護者、住民に十分な説明と同意を得た上で、数年の移行期間をとって進めてほしい。 →町全体の再編計画を作成した上で民営化等を進めていく。
平成 27 年 7 月 29 日 平成 28 年 2 月 18 日	町立保育園再編検討委員会（2回開催）	民営化による運営費の試算、民営化のメリット・デメリットについて説明し協議を行う。
令和元年 8 月 26 日 令和 2 年 2 月 5 日	町立保育園再編検討委員会（2回開催）	「令和 4 年 4 月たんぽぽ保育園を廃止し、こすもす保育園と統合」「令和 8 年 4 月つくし保育園を民営化」の町提案に対し協議。 →新型コロナウイルス感染症拡大により検討中断。
令和 5 年 11 月 29 日 ～令和 6 年 9 月 4 日	町立保育園運営検討委員会（4回開催）	令和 6 年 10 月 4 日検討委員会から町へ答申。「速やかに町立保育園の民営化に取り組む必要がある。民営化の取り組みにあたっては、保育施設の統廃合にも留意しながら進めること。」
令和 7 年 4 月 28 日	第 3 期中能登町子ども・子育て支援事業計画策定（令和 7 年度～令和 11 年度）	町立保育園の再編を位置付け 「町立保育園の民営化及び統廃合（集約化）を推進します」

1. 保育園の現状

(1) 保育施設の概要

町立保育園は、平成11年から平成16年までの期間に建築されており、いずれも建築後20年以上経過している状況です。

《町立園》

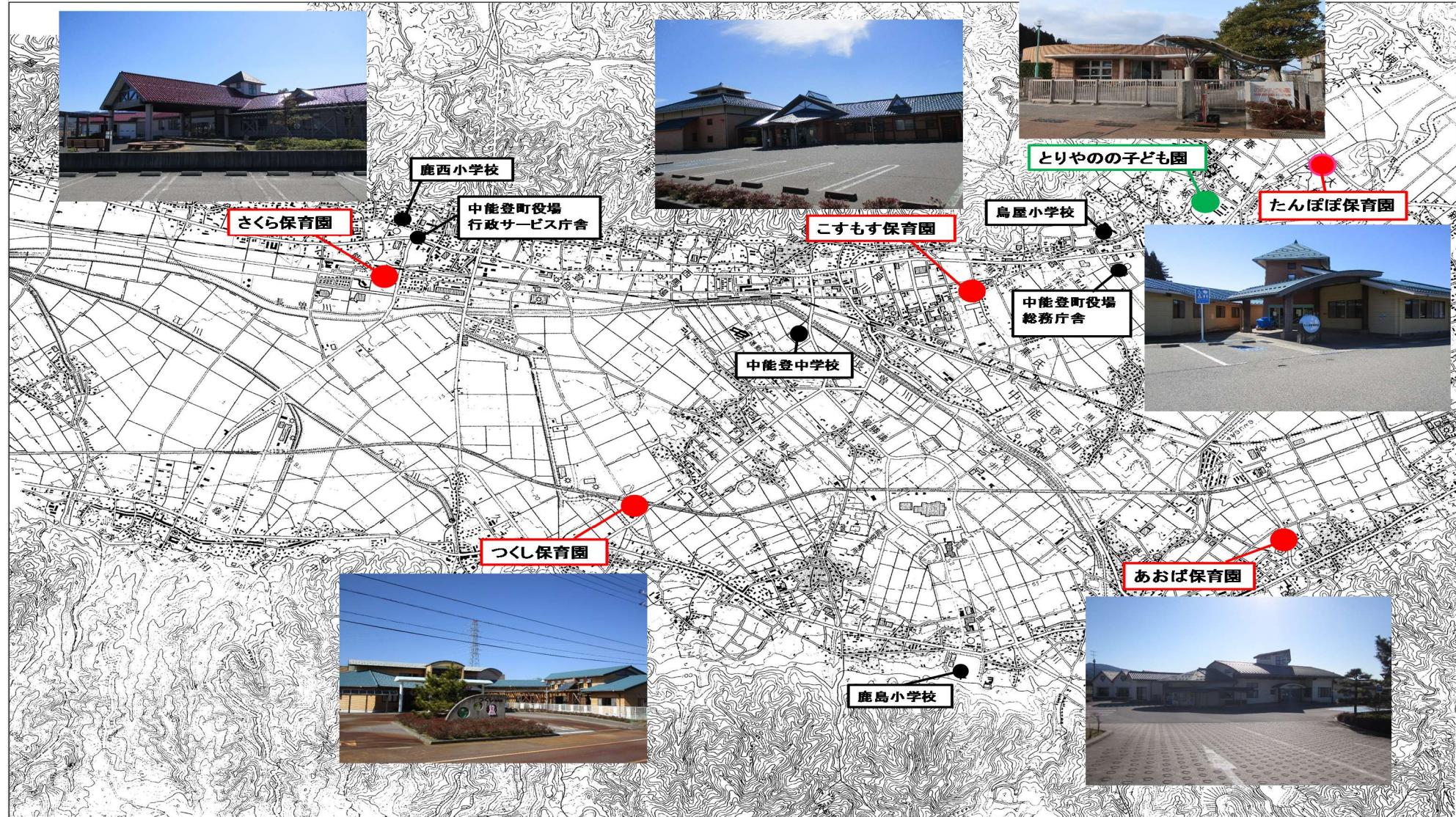
R7.4.1 現在

地区	施設名	住所	建築年	構造	建物面積	敷地面積
鳥屋	たんぽぽ保育園	春木	H14（築23年）	木造	1,007 m ²	4,875 m ²
	こすもす保育園	良川	H15（築22年）	木造	1,207 m ²	6,335 m ²
鹿島	あおば保育園	二宮	H11（築26年）	木造	1,663 m ²	9,076 m ²
	つくし保育園	水白	H12（築25年）	木造	1,591 m ²	7,501 m ²
鹿西	さくら保育園	能登部下	H16（築21年）	木造	1,989 m ²	8,727 m ²

《私立園》

地区	施設名	住所	建築年	構造	建物面積	敷地面積
鳥屋	とりやのの子ども園	春木	H10（築27年）	鉄筋コンクリート	682 m ²	2,817 m ²

《中能登町保育施設 位置図》



(2) 就学前児童数の推移

本町における就学前児童数は、平成17年合併直後の平成17年4月は970人、令和7年4月は529人で、20年間で441人減少（約45%減）しています。

直近5年間では148人減少（約22%減）しており、出生数の減少を背景に、少子化が急速に進行している状況です。

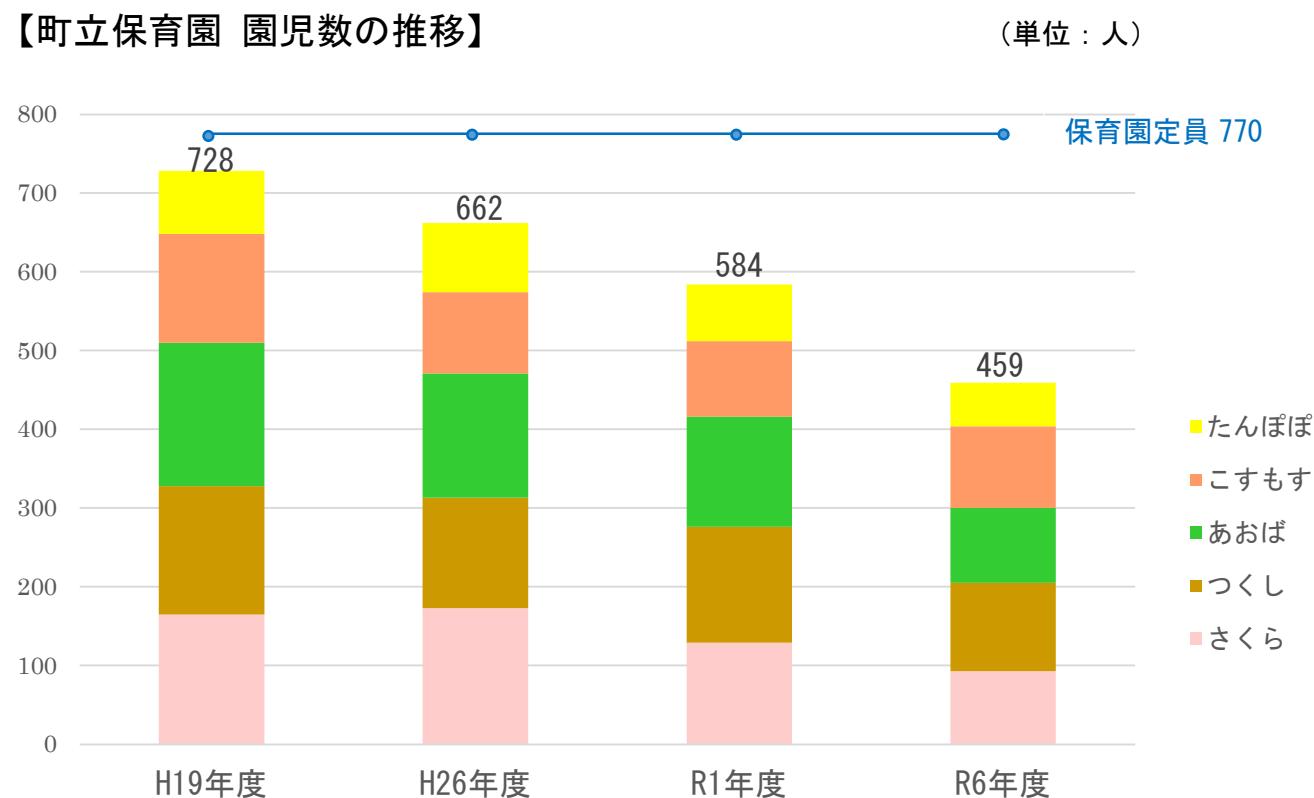
（単位：人）

区分	H17	H22	H27	R2	R7
0歳	139	141	119	100	69
1歳	157	151	144	88	58
2歳	180	171	131	117	95
3歳	177	144	136	126	92
4歳	155	140	145	118	100
5歳	162	160	152	128	115
合計	970	907	827	677	529

各年4月1日現在

(3) 入園児童数の推移

町立保育園の入園児童数は、平成19年度の728人をピークに減少傾向となり、令和6年度は459人で、定員に対する充足率は全体で60%を切る状況となっています。



(4) 入園児童数の状況（令和6年度末）

(単位：人)

施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	定員	定員に対する充足率
たんぽぽ保育園	10	9	7	11	9	9	55	90	61.1%
こすもす保育園	9	18	18	18	29	12	104	140	74.3%
あおば保育園	10	17	13	16	21	18	95	180	52.8%
つくし保育園	9	18	18	18	25	24	112	170	65.9%
さくら保育園	15	14	16	21	14	13	93	190	48.9%
町立合計	53	76	72	84	98	76	459	770	59.6%
とりやのの子ども園	6	9	11	11	13	9	59	96	61.5%
町外保育施設（※）	3	7	5	8	5	11	39	-	-
合計	62	92	88	103	116	96	557	866	64.3%

(※) 七尾市34人（10施設）、羽咋市3人（1施設）、志賀町2人（1施設）

(5) 通園地域の状況（令和6年度末）

(単位：人)

施設名 \ 通園地域	たんぽぽ	こすもす	あおば	つくし	さくら	町外	合計	通園地域 の割合
たんぽぽ保育園	45	6	3	0	0	1	55	81.8%
こすもす保育園	10	84	1	2	6	1	104	80.8%
あおば保育園	0	4	83	6	0	2	95	87.4%
つくし保育園	2	1	7	99	0	3	112	88.4%
さくら保育園	3	2	1	4	79	4	93	84.9%
町立合計	60	97	95	111	85	11	459	—
とりやのの子ども園	25	16	6	6	5	1	59	42.4%
町外保育施設	3	7	12	7	10	—	39	—
合計	88	120	113	124	100	12	557	—

たんぽぽ地域 … 末坂、羽坂、今羽坂、春木、新庄、廿九日、川田、大槻、瀬戸、花見月

こすもす地域 … 良川、黒氏、一青

あおば地域 … 在江、西、坪川、久乃木、武部、二宮、徳前、浅井、芹川、石動山、二宮あおば台

つくし地域 … 上井田、下井田、最勝講、東馬場、尾崎、小竹、水白、久江、小田中、藤井、福田、高畠、小金森、曾祢

さくら地域 … 鹿西地区

(6) 保育園運営費

児童数の減少に反して、運営費は年々増加しており、令和6年度の入園児童一人あたりの運営費は、年間1, 576千円となっています。

年度	児童数	運営費	一人あたり
R6 年度	459	723, 566 千円	1, 576 千円
R5 年度	501	697, 044 千円	1, 391 千円
R4 年度	529	676, 294 千円	1, 278 千円
R3 年度	547	678, 880 千円	1, 241 千円
R2 年度	554	676, 697 千円	1, 221 千円
R1 年度	584	645, 447 千円	1, 105 千円

2. 保育園の再編

(1) 基本的な考え方

- ① 保育園の再編にあたっては、何よりも子どもの最善の利益を優先し、すべての子どもが安心して健やかに成長できる質の高い保育環境を整えることを基本とします。
- ② 少子化の進展に伴い児童数の減少が見込まれるなか、保育園の適正規模を維持し、持続可能な保育体制を確保することが求められています。限られた人材や財源を有効に活用しつつ、多様な保育ニーズに的確に対応できる体制の整備を進め、子ども一人ひとりにきめ細やかな保育サービスを提供できる環境を整えていきます。
- ③ 保護者や地域の方々への丁寧な説明と意見聴取を踏まえ、円滑な移行を図り、計画的な再編を進めていくこととします。

(2) 再編の方法

① 統廃合

健全な児童の育ちという観点から一定規模の集団を維持しつつ、保育の質と人材を確保するとともに、多様化する保育ニーズに効率的に対応するため、町立保育園の統廃合を実施する必要があります。

【統廃合する園の選定方法】

- ・ 将来的に集団での保育が困難となる施設の廃止を検討する。
- ・ 対象施設を廃止しても他の施設で児童の受入れが可能であること。
- ・ 保護者の利便性を考慮し、小学校区の単位で適正な施設配置となるよう総合的に勘案する。

② 民営化

保育園の運営及び整備には、多額の経費を要します。限られた財源の中で、町全体として効果的・効率的な保育園運営を行うためには、民間活力を積極的に活用し、公立保育園の民営化を推進していく必要があります。

【民営化する園の選定方法】

- 立地環境や利用状況等を勘案し、民間事業者が継続的に健全な運営が可能と見込まれる施設を候補とする。

(3) 民営化の手法

委託（公設民営）

- ・町立保育園のまま、運営のみ民間事業者に委託する場合です。
- ・土地、建物とも町所有のままです。建物などの修繕費は町が負担します。

移管（民設民営）

- ・町立保育園を廃止し、私立保育園を新設する場合です。
- ・土地は貸与、建物は譲渡するケースが多く見受けられます。

方式	設置主体	運営主体・職員	建物・土地	運営費
直営 (公設公営)	町	町	町	町
委託 (公設民営)	【町立保育園】	事業者	事業者 (貸与・譲渡)	国・県・町
移管 (民設民営)	事業者 【私立保育園】			

(4) 再編の概要

児童数が減少し、集団での保育が困難となりつつある「たんぽぽ保育園」を廃止し、「こすもす保育園」と統合します。また、一定規模の児童数を維持しており、民間事業者での安定した運営が見込まれる「つくし保育園」の民営化を進めます。

この再編により、町立保育園は小学校区ごとの3園、私立園は民営化園と「とりやのの子ども園」の2園となり、保護者の利便性を確保しつつ、施設配置の適正化が図られます。

計画年度		再編内容
①	令和9年度	令和9年3月末で「たんぽぽ保育園」を廃止し、令和9年4月から「こすもす保育園」と統合する。
②	令和11年度	令和11年4月から「つくし保育園」を民間事業者に移管する。 (民設民営)
③	令和12年度以降	統合、民営化後の園の運営状況等を確認・検証しながら、順次、再編を検討していく。

(5) 民営化に関する留意事項

- ① 民営化に際しては、選考委員会により適正な事業者を選定し、十分な協議期間を設けスムーズな移管に努めます。
- ② 民営化後も、町が責任を持って、園の運営や保育が適切に実施されていることを確認し、必要な助言や指導を行っていきます。
また、町立園・私立園が連携して、保育の交流や研修等を充実させることにより、町全体の保育の質を高めるよう努めます。
- ③ 子どもの健やかな成長を育むことを第一とし、子どもが大切にされ、心身ともに豊かに育つことができるような保育を目指します。

(6) 再編に係る財政試算（令和6年度決算ベース）

●統廃合（たんぽぽ保育園廃止、こすもす保育園へ統合）

（単位：千円）

施設数	町立 5 園	町立 4 園
保育園運営費	723,000	703,000
（財源）		（財源）
地方交付税	255,000	250,000
一般財源	468,000	453,000



※統廃合による一般財源の削減見込額 ▲15,000 千円（年間）

●民営化（つくし保育園廃止→民営化）

（単位：千円）

施設数	町立 4 園	町立 3 園+民営化 1 園	町立 3 園	民営化 1 園
保育園運営費	703,000	746,000	589,000	157,000
（財源）		（財源）		
地方交付税	250,000	208,000	185,000	23,000
国県補助金	0	107,000	0	107,000
一般財源	453,000	431,000	404,000	27,000



※民営化による一般財源の削減見込額 ▲22,000 千円（年間）

(7) 再編スケジュール（案）

年 度	期 日	内 容
令和7年度	11月15日	保護者会役員対象の説明会
	11月29日	たんぽぽ保育園・こすもす保育園保護者対象の説明会
	12月13日	あおば保育園・つくし保育園・さくら保育園保護者対象の説明会
令和8年度	年度中	民営化に係るアンケート等の実施
	3月31日	たんぽぽ保育園の廃止
令和9年度	4月1日	たんぽぽ保育園をこすもす保育園に統合
	年度中	民営化移管法人選定委員会の設置（募集要項、選考基準等の協議）
		保護者説明会（募集要項、選考基準等について意見聴取）
		公募、民営化移管法人の決定
令和10年度	4月以降	三者協議会（保護者、移管法人、町）
	年度中	民営化移管法人による保護者説明会
		引継ぎ保育（公立園が主体で、民間法人保育士の研修）
	3月31日	つくし保育園の廃止
令和11年度	4月1日	民営化移管法人園（私立園）の開園

3. 保育園再編に関する Q&A

Q 1. 統廃合した際、「こすもす保育園」で全園児を受入れできるか？

令和9年度から「たんぽぽ保育園」の全園児を「こすもす保育園」で受入することは可能です。

統廃合時には、「たんぽぽ保育園」の保育士を「こすもす保育園」を中心に配置するなど、環境変化による子ども達の負担や保護者の不安の解消に努めます。なお、保護者の方の選択により、他の町立園や私立園へ行かれることも問題はありません。

Q 2. 民営化するメリットは？

民営化園による休日保育や延長保育などの特別保育の実施が見込まれ、保護者の多様なニーズに柔軟な対応が期待できます。

また、各法人の理念を生かした特色ある保育が展開され、保護者の選択肢が広がります。

さらに、運営費の効率化によって生まれた財源を、保育環境の充実や子育て支援に活用することができます。

Q 3. 「つくし保育園」を民営化する園に選んだ理由は？

「つくし保育園」の立地が町の中央付近であることから、民営化した際に、町全域で通園の利便性が高く、園児数の適正規模を維持でき、民間事業者が継続的に健全な運営が可能と見込まれることからです。

統廃合及び民営化による再編により、町立保育園は小学校区ごとの3園、私立園は民営化園と「とりやのの子ども園」の2園となり、保護者の利便性を確保しつつ、施設配置の適正化が図られます。

Q 4. 移管先法人をどのように選定するのですか？

移管先法人の選定については、客観性、公平性、専門性の観点から、保護者代表のほか、有識者や保育現場経験者等で構成する選定委員会を設置し、保育運営に実績のある社会福祉法人等を対象に公募し、企画提案方式（プロポーザル方式）により選定します。

Q 5. 民営化後の保育内容はどうなりますか？

民営化後の保育内容については、職員配置や設備面等に係る国の基準を遵守し、国が定める保育指針に基づいて保育を行うことを原則とし、移管前に行っていた保育内容は最低限実施するように調整するとともに、町民の保育ニーズの把握に努め、それに応えるべく保育サービスの向上を図ることを求めます。

Q 6. 民営化した場合、保育士が全員変わって子ども達に影響があるのではないですか？

民営化に当たっては、移管する前年度と移管する年度にかけて、町と移管法人で一定期間、引継ぎ保育を実施します。

原則として、前年度から引継ぎ保育を行い園の様子や子ども達の状況を把握している保育士が、各クラスに配置されます。